



佐賀県公報

平成19年
12月17日
(月曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規 則

人事委員会事項

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (八六・職員課) 一

◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (規則・二九) 三

◎期末手当及び勤勉手当に関する規則及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 (" ・三〇) 三

◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (" ・三一) 四

◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (" ・三二) 五

◎調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (" ・三三) 六

東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与の特例に関する規程 (規程・五) 六

◎佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正 (" ・六) 七

公布された規則のあらまし

○佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (規則第八六号)

1 給料月額について、初任給を中心に若年層に限定して改定することとした。

(別表第一関係)

2 道路補修等作業手当について、道路補修業務の廃止に伴い、道路補修員に対する手当を廃止するとともに、港湾巡視員に対する手当を日額化するこ

ととした。(別表第八関係)

3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1は平成一九年四月一日から適用することとし、2は平成二〇年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十六号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和三十七年佐賀県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
120,200	171,200
121,100	172,700
122,000	174,200
122,900	175,700
123,900	177,100
124,900	178,600
125,900	180,100
126,900	181,600
127,700	183,100
128,700	184,400
129,700	185,700
130,700	187,000
131,500	188,400
132,500	189,600
133,500	190,800
134,500	192,000

135,600	193,300
136,800	194,600
138,000	195,900
139,200	197,200
140,300	198,300
141,500	199,600
142,700	200,900
143,900	202,200
145,100	203,600
146,600	204,900
148,100	206,200
149,600	207,500
151,000	208,800
152,500	210,100
154,000	211,400
155,500	212,700
157,000	213,800
158,800	215,200
160,600	216,600
162,400	218,000
164,200	219,200
165,900	220,500
167,600	221,800
169,300	223,100

160,400	215,200	129,200	184,500	200,300	251,200	170,900	224,200
162,200	216,600	130,200	185,700	201,200	252,000	172,300	225,400
164,000	218,000	131,200	187,000	202,100	252,800	173,700	226,600
		132,300	188,300			175,100	227,800
165,800	219,200			203,000	253,600		
167,500	220,500	133,100	189,700	203,700	254,200	176,600	229,000
169,200	221,800	134,100	190,800	204,400	254,800	178,000	230,200
170,900	223,100	135,100	192,000	205,100	255,400	179,400	231,400
		136,100	193,200			180,800	232,600
172,500	224,200			205,900	255,900		
173,900	225,400	137,200	194,400	206,700	256,400	182,100	233,800
175,300	226,600	138,400	195,600	207,500	256,900	183,300	235,000
176,700	227,800	139,600	196,700	208,300	257,400	184,500	236,200
		140,800	197,800			185,700	237,400
178,200	229,000						
179,600	230,200	141,900	198,800			186,800	238,600
181,000	231,400	143,100	200,000			187,900	239,600
182,400	232,600	144,300	201,200			189,000	240,600
		145,500	202,400			190,100	241,600
183,700	233,800						
184,900	235,000	146,700	203,600			191,200	242,700
186,100	236,200	148,200	204,900			192,300	243,700
187,300	237,400	149,700	206,200			193,400	244,700
		151,200	207,500			194,500	245,700
188,400	238,600						
189,500	239,600	152,600	208,800			195,600	246,700
190,600	240,600	154,100	210,100	125,400	178,500	196,600	247,600
191,700	241,600	155,600	211,400	126,400	180,000	197,600	248,500
		157,100	212,700	127,400	181,500	198,600	249,400
192,800	242,700			128,400	183,000		
193,900	243,700	158,600	213,800			199,400	250,400

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
121,600	172,600
122,500	174,100
123,500	175,600
124,400	177,100
125,400	178,500
126,400	180,000
127,400	181,500
128,400	183,000

195,000	244,700
196,100	245,700
197,200	246,700
198,100	247,600
199,000	248,500
199,900	249,400
200,600	250,400
201,400	251,200
202,200	252,000
203,000	252,800
203,800	253,600
204,400	254,200
205,000	254,800
205,600	255,400
206,300	255,900
207,000	256,400
207,700	256,900
208,500	257,400

に改める。

港灣巡視手当	港灣巡視員	港灣管理の巡視業務で 知事が別に定めるもの	1日につき 190円
--------	-------	--------------------------	---------------

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第八の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則（別表第八の改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の佐賀県現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。
- 3 平成十九年四月一日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における異動者の号給及び施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十九年佐賀県条例第五十九号）に基づき一般職員の例によるものとする。
- 4 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の佐賀県現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

○ 人事委員会事項

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十九号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

農業技術防除センター	植物の検疫、病虫害の発生予察及び防除指導の業務に従事することを本務とする職員	一
------------	--	---

別表第一の地域課の項を次のように改める。

地域課	(1) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)別表に定める定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を有し、回転翼航空機の操縦を行うことを本務とする職員	三
	(2) 航空法別表に定める一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有し、回転翼航空機の整備を行うことを本務とする職員	一

別表第二の八医療職給料表(二)の表中「G,100H」を「G,200H」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則(別表第二の改正規定に限る。)による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第三十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)
第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一号を加える。

五 医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級の職員

第十二条第一号中「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十五年佐賀県人事委員会規則第四号)を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定の適用に関する読替え)

第十二条 第二条第二項任期付職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則第十二条第一号の規定の適用については、同号中「百分の百八十五」とあるのは「百分の百九十五」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定及び第二条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の規定は、平成十九年十二月一日から適用する。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第三十一号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「関係施設」を「関係施設又は廃棄物の投棄現場」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十四条第二項中「勤務した月一月」を「業務に従事した日一日」に改め、同項第一号中「勤務し、家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第三条に規定する業務に従事する獣医師 一万七千六百円」を「勤務する獣医師 八百五十円（前項の採取業務に従事した場合にあつては、当該額に七百円を加算した額）」に改め、同項第二号中「六千五百円」を「三百円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第二十五条第二項の人事委員会規則で定める採取業務は、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第二項に規定する化製場又は同条第三項に規定する死亡獣畜取扱場において行う採取業務とする。

第三十一条第一項中「第三十二条第一項第十三号」を「第三十二条第一項第三十一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第三十二条第一項第一号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 犯罪現場において行う犯罪鑑識作業 五百六十円

二 犯罪現場以外の場所において行う犯罪鑑識作業 二百八十円

第三十一条第七項を削り、同条第六項中「第三十二条第一項第七号」を「第三十二条第一項第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十二条第一項第六号」を「第三十二条第一項第五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十二条第一項第五号」を「第三十二条第一項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十二条第一項第四号」を「第三十二条第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第三十二条第一項第二号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 留置施設の看守 二百円

二 被疑者（被告人その他法令により拘禁されている者を含む。）の護送 百八十円

第三十一条第八項中「第三十二条第一項第九号」を「第三十二条第一項第七号」に改め、同条第九項中「第三十二条第一項第十号」を「第三十二条第一項第八号」に改め、同条第十項中「第三十二条第一項第十一号」を「第三十二条第一項第九号」に改め、同条第十一項中「第三十二条第一項第十二号」を「第三十二条第一項第十号」に改め、同項第一号中「二千五百円」を「三千二百円」に改め、同項第二号中「二千二百円」を「三千二百円」に改め、同条第十二項中「第三十二条第一項第十三号」を「第三十二条第一項第十一号」に改め、同条第十三項中「第三十二条第一項第十四号」を「第三十二条第一項第十二号」に、「第四号、第五号及び第十五号」を「第三号、第四号及び第十三号」に、「千二百四十円（夜間の勤務時間が三時間未満の場合にあつては、六百二十円）」を「千二百四十円」に改め、同条第十四項中「第三十二条第一項第十五号」を「第三十二条第一項第十三号」に改め、同条第十五項中「第三十二条第一項第

別表第二十八の七中

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44

45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52

を

29
30
30
31
31
32
32
33
34
35
36
37
37

38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51

に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則（第三十五条に一号を加える改正規定及び別表第五の改正規定を除く。）による改正後の佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第三十三号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「百分の十四」を「百分の十四・五」に改める。

附則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の調整手当に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（特定幹部職員の地域手当の特例）

- 佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）第十七条第二項に規定する特定幹部職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第二条第二項の規定により任期を定め採用された職員を除く。）に関する改正後の規則附則第二項の規定の適用については、同項中「附則別表」とあるのは、「調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（平成十九年佐賀県人事委員会規則第三十三号）による改正前のこの規則附則別表」とする。

○ 東部工業用水道事項

●佐賀県東部工業用水道規程第五号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与の特例に関する規程

- 佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第七号。以下「規程」という。）の適用を受ける職員（規程第九条第一項の規定による管理職手当が支給される職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「管理職員」という。）に限る。）の平成二十年一月一日から平成二十三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月

額は、規程第二条第一項及び佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正（平成十八年佐賀県東部工業用水道規程第三号）附則第二項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に百分の六を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務一時間当たりの給与額（佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年佐賀県条例第六号）第十七条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

2 管理職員の特例期間における管理職手当の額は、規程第九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額については、この限りでない。

附則

この規程は、平成二十年一月一日から施行する。

◎佐賀県東部工業用水道規程第六号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第七号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

194,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800
205,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700
218,800	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800
222,100	283,200	331,800
223,000	284,200	332,700

153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600
158,300	218,600	258,600
159,700	220,400	260,500
162,300	222,400	262,400
164,900	224,400	264,300
167,500	226,400	266,200
170,200	228,300	268,200
171,900	230,200	270,100
173,600	232,100	272,000
175,300	234,000	273,900
176,800	235,700	275,800
178,600	237,300	277,700
180,400	238,900	279,600
182,200	240,500	281,500
183,800	242,100	283,200
185,300	243,700	285,100
186,800	245,300	287,000
188,300	246,900	288,900
189,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000

別表第一中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600

198,200	256,000	299,600	155,700	214,600	252,600	224,100	285,100	333,500
199,500	257,400	301,300	157,200	216,500	254,600	225,200	286,000	334,300
200,800	258,800	303,000	158,700	218,400	256,600	226,300	286,900	335,100
			160,200	220,300	258,600			
202,000	260,100	304,700						
203,300	261,500	306,400	161,600	222,000	260,500			
204,600	262,900	308,100	164,300	223,900	262,400			
205,900	264,300	309,800	166,900	225,800	264,300			
			169,500	227,700	266,200			
207,100	265,600	311,300						
208,200	266,900	312,900	172,200	229,500	268,200			
209,300	268,200	314,500	173,900	231,300	270,100			
210,400	269,500	316,100	175,600	233,100	272,000			
			177,300	234,900	273,900			
211,600	270,600	317,800						
212,600	271,900	319,400	178,800	236,500	275,800			
213,600	273,200	321,000	180,600	238,000	277,700			
214,600	274,500	322,600	182,400	239,500	279,600			
			184,200	241,000	281,500			
215,600	275,700	324,100						
216,600	276,800	325,300	185,800	242,500	283,200			
217,600	277,900	326,500	187,300	244,000	285,100			
218,600	279,000	327,700	188,800	245,500	287,000			
			190,300	247,100	288,900			
219,600	280,200	328,800						
220,600	281,200	329,800	191,600	248,400	290,600			
221,600	282,200	330,800	192,900	250,000	292,400			
222,600	283,200	331,800	194,200	251,600	294,200			
			195,500	253,200	296,000			
223,400	284,200	332,700						
224,400	285,100	333,500	196,900	254,600	297,900			

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500
148,500	205,400	243,400
149,800	207,000	245,300
151,300	208,900	247,200
152,800	210,800	249,000
154,400	212,700	250,800

172,300	225,400	135,600	193,300
173,700	226,600	136,800	194,600
175,100	227,800	138,000	195,900
		139,200	197,200
176,600	229,000		
178,000	230,200	140,300	198,300
179,400	231,400	141,500	199,600
180,800	232,600	142,700	200,900
		143,900	202,200
182,100	233,800		
183,300	235,000	145,100	203,600
184,500	236,200	146,600	204,900
185,700	237,400	148,100	206,200
		149,600	207,500
186,800	238,600		
187,900	239,600	151,000	208,800
189,000	240,600	152,500	210,100
190,100	241,600	154,000	211,400
		155,500	212,700
191,200	242,700		
192,300	243,700	157,000	213,800
193,400	244,700	158,800	215,200
194,500	245,700	160,600	216,600
		162,400	218,000
195,600	246,700		
196,600	247,600	164,200	219,200
197,600	248,500	165,900	220,500
198,600	249,400	167,600	221,800
		169,300	223,100
199,400	250,400		
200,300	251,200	170,900	224,200

別表第二中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
120,200	171,200
121,100	172,700
122,000	174,200
122,900	175,700
123,900	177,100
124,900	178,600
125,900	180,100
126,900	181,600
127,700	183,100
128,700	184,400
129,700	185,700
130,700	187,000
131,500	188,400
132,500	189,600
133,500	190,800
134,500	192,000

に改める。

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の佐賀県東部工 （施行期日等） 附則	196,100	245,700	162,200	216,600	130,200	185,700	201,200	252,000
			164,000	218,000	131,200	187,000	202,100	252,800
	197,200	246,700			132,300	188,300		
	198,100	247,600	165,800	219,200			203,000	253,600
	199,000	248,500	167,500	220,500	133,100	189,700	203,700	254,200
	199,900	249,400	169,200	221,800	134,100	190,800	204,400	254,800
			170,900	223,100	135,100	192,000	205,100	255,400
					136,100	193,200		
	200,600	250,400						
	201,400	251,200	172,500	224,200			205,900	255,900
	202,200	252,000	173,900	225,400	137,200	194,400	206,700	256,400
	203,000	252,800	175,300	226,600	138,400	195,600	207,500	256,900
			176,700	227,800	139,600	196,700	208,300	257,400
	203,800	253,600			140,800	197,800		
	204,400	254,200	178,200	229,000				
	205,000	254,800	179,600	230,200	141,900	198,800		
	205,600	255,400	181,000	231,400	143,100	200,000		
			182,400	232,600	144,300	201,200		
					145,500	202,400		
	206,300	255,900						
	207,000	256,400	183,700	233,800	146,700	203,600		
	207,700	256,900	184,900	235,000	148,200	204,900		
	208,500	257,400	186,100	236,200	149,700	206,200		
			187,300	237,400	151,200	207,500		
			188,400	238,600				
			189,500	239,600	152,600	208,800		
			190,600	240,600	154,100	210,100		
			191,700	241,600	155,600	211,400		
					157,100	212,700		
		192,800	242,700					
		193,900	243,700	158,600	213,800			
		195,000	244,700	160,400	215,200			

に改める。

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
121,600	172,600
122,500	174,100
123,500	175,600
124,400	177,100
125,400	178,500
126,400	180,000
127,400	181,500
128,400	183,000
129,200	184,500

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

2 平成十九年四月一日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における異動者の号給及び施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十九年佐賀県条例五十九号）に基づく一般職員の例又は佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年佐賀県規則第八十六号）に基づく現業職員の例によるものとする。（給与の内払）

業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給等）

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年十二月十七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

